

海洋生物レッドリスト評価対象種の基本的条件の一覧

魚類	サンゴ類	甲殻類	軟体動物	その他無脊椎動物
<p>魚類の評価対象種の基本的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたもの(独立性の高い地域個体群などを含む)は評価の対象とする。</li> <li>いわゆる「魚類」(脊椎動物(亜)門中、四足動物を除く)のうち、日本産(注1)であり、生活史の一部又は大部分を海域に依存するものを対象とする。純淡水産の種は対象外とする。</li> <li>原則として、我が国周辺海域(領海(注2)及び排他的経済水域)における絶滅のおそれを評価する。</li> <li>排他的経済水域の外も含めて広域に分布する種または排他的経済水域の内外を広域に移動する種において、以下に該当する種については、我が国における絶滅のおそれを評価する必要に乏しいため基本的に評価の対象にしない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>領海及び排他的経済水域内における記録はあるが、継続観察例がなく、通常分布とは認めがたい場合(迷入など)</li> <li>継続して領海及び排他的経済水域内で確認されているが、無効分散であり、我が国では分布の消長が種の存続には直接影響しないと認められる場合</li> <li>外来種(国外または国内の他地域から人為的に導入されたもの)と認められる場合</li> </ol> </li> <li>以下に該当する場合については、既存評価の枠組みがあるため、評価の対象としない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>我が国が締結している二国間入漁協定及び地域漁業管理機関(RFMO)の管理対象となっており、関係国共同の資源評価が行われる種は、我が国に限定した希少性の評価を別途行うことは適当でないため、評価の対象としない。</li> <li>環境省レッドリスト(陸域)で対象としている種は対象としない。</li> <li>水産庁が資源評価を行っている我が国周辺水域に生息する種については、同じ評価基準・評価カテゴリーと「評価基準の適用の手引」により、水産庁の枠組みにおいて別途評価するため、対象としない。</li> </ol> </li> </ul> <p>注1:ここでは「日本産魚類検索 第三版」および学術論文等により、既発表であると認められたものを「日本産」とする。 注2:領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>	<p>サンゴ類の評価対象種の基本的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>刺胞動物門のうち、花虫綱イシサンゴ目及びイシサンゴ目以外の造礁サンゴ( )に含まれる種(以下、「サンゴ類」という)のうち日本産のものを評価の対象とする。</li> <li>種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、学名が確定しなくとも、明確に種として認識できるものに関しては評価の対象とする。また、学名が与えられていないものに関しては、仮称和名を与えて取り扱う。</li> <li>我が国周辺海域(領海(注)及び排他的経済水域)に分布する種であっても、排他的経済水域の外も含めて広域に分布する種または排他的経済水域の内外を広域に移動する種であって、以下に該当する種については、我が国における絶滅のおそれを評価する必要に乏しいため基本的に評価の対象にしない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>継続して領海及び排他的経済水域内で確認されているが、無効分散であり、我が国では分布の消長が種の存続には直接影響しないと認められる場合</li> </ol> </li> </ul> <p>注:領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p> <p>花虫綱八放サンゴ亜綱アオサンゴ目アオサンゴ科アオサンゴ属、花虫綱八放サンゴ亜綱ウミトサカ目クダサンゴ科クダサンゴ属及びヒドロ虫綱ヒドロサンゴ目アナサンゴモドキ科アナサンゴモドキ属</p>	<p>甲殻類の評価対象種の基本的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。</li> <li>節足動物門のうち、甲殻亜門に含まれる種(以下、「甲殻類」という)を評価の対象とする。</li> <li>甲殻類のうち生活史の一部又は大部分を海域に依存するものを対象とする。純淡水産の種は対象外とする。</li> <li>肉眼で確認できるものを評価の対象とする。</li> <li>我が国周辺海域(領海(注)及び排他的経済水域)に分布する種であっても、排他的経済水域の外も含めて広域に分布する種または排他的経済水域の内外を広域に移動する種であって、以下に該当する種については、我が国における絶滅のおそれを評価する必要に乏しいため基本的に評価の対象にしない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>領海及び排他的経済水域内における記録はあるが、継続観察例がなく、通常分布とは認めがたい場合(迷入など)</li> <li>継続して領海及び排他的経済水域内で確認されているが、無効分散であり、我が国では分布の消長が種の存続には直接影響しないと認められる場合</li> <li>外来種(国外または国内の他地域から人為的に導入されたもの)と認められる場合</li> </ol> </li> <li>環境省レッドリスト(陸域)で対象としている種は対象としない。</li> <li>水産庁が資源評価を行っている我が国周辺水域に生息する種については、同じ評価基準・評価カテゴリーと「評価基準の適用の手引」により、水産庁の枠組みにおいて評価するため、対象としない。</li> </ul> <p>注:領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>	<p>軟体動物の評価対象種の基本的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。</li> <li>軟体動物門頭足綱に属する種(奥谷(2005)と窪寺(2013)による体系。いわゆる「頭足類」)を評価の対象とする。</li> <li>頭足類のうち生活史の一部又は大部分を海域に依存するものを対象とする。</li> <li>我が国周辺海域(領海及び排他的経済水域)に分布する種であっても、排他的経済水域の外も含めて広域に分布する種または排他的経済水域の内外を広域に移動する種であって、以下に該当する種については、我が国における絶滅のおそれを評価する必要に乏しいため基本的に評価の対象にしない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>領海及び排他的経済水域内における記録はあるが、継続観察例がなく、通常分布とは認めがたい場合(迷入など)</li> <li>継続して領海及び排他的経済水域内で確認されているが、無効分散であり、我が国では分布の消長が種の存続には直接影響しないと認められる場合</li> <li>外来種(国外または国内の他地域から人為的に導入されたもの)と認められる場合</li> </ol> </li> <li>我が国が締結している二国間入漁協定及び地域漁業管理機関(RFMO)の管理対象となっており、関係国共同の資源評価が行われる種は、我が国に限定した希少性の評価を別途行うことは適当でないため、評価の対象としない。</li> <li>水産庁が資源評価を行っている我が国周辺水域に生息する種については、同じ評価基準・評価カテゴリーと「評価基準の適用の手引」により、水産庁の枠組みにおいて別途評価するため、対象としない。</li> </ul> <p>注:領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>	<p>その他無脊椎動物の評価対象種の基本的条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>種又は亜種を評価の単位とする。分類上亜種に細分される場合は原則として亜種を評価の対象とする。ただし、種又は亜種の学名が確定しなくとも、明確に特定でき、報告されたものは評価の対象とする。</li> <li>環形動物、腕足動物、棘皮動物、半索動物、頭索動物等を評価の対象とする。</li> <li>生活史の一部又は大部分を海域に依存するものを対象とする。純淡水産の種は対象外とする。</li> <li>我が国周辺海域に分布する種であっても、排他的経済水域の外も含めて広域に分布する種または排他的経済水域の内外を広域に移動する種であって、以下に該当する種については、我が国における絶滅のおそれを評価する必要に乏しいため基本的に評価の対象にしない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>領海及び排他的経済水域内における記録はあるが、継続観察例がなく、通常分布とは認めがたい場合(迷入など)</li> <li>継続して領海及び排他的経済水域内で確認されているが、無効分散であり、我が国では分布の消長が種の存続には直接影響しないと認められる場合</li> <li>外来種(国外または国内の他地域から人為的に導入されたもの)と認められる場合</li> </ol> </li> <li>環境省レッドリスト(陸域)で対象としている種は対象としない( 、別冊資料1-3、別冊資料1-4)。</li> </ul> <p>注:領海は内水(領海基線の内側の海域)を含む。</p>